

【神奈川県】同性パートナーの方がパートナーシップ証明等で利用可能な事業・サービス等

(令和6年7月末現在)

No.	事業・サービス名称	概要	受理証明書等の提示		問合せ先		備考
			必要	不要	担当部署名	電話番号	
1	県営住宅の入居申込み	パートナーと証明された自治体内の県営住宅に入居申込みができる。	○		かながわ土地建物保全協会 入居者募集担当 (県の募集業務委託先)	045-201-3673	証明された市町以外の県営住宅には申し込みできません。 ※複数の自治体間における「相互利用に関する協定等」に基づく広域連携により、自治体間を転居した場合でも新たに証明書等を取付することなく継続して使用できる場合には、広域連携する自治体の行政区域内に立地する県営住宅も入居可能です。
2	被災者生活再建支援制度	自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するとともに、国が基金に対して、その費用の一部を補助する制度。		○	くらし安全防災局防災部 危機管理防災課	045-210-3430	「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を一つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」であるため、同一世帯で暮らしているのであればどなたでも対象になります。 ※ 支援金の申請に、パートナーシップ証明等の添付は不要です。
3	神奈川県被災者生活再建支援金	神奈川県内に被災者生活再建支援法が適用された災害について、その適用から漏れた県内市町村に居住していた世帯に対し、被災の程度に応じた支援金を支給する。		○	くらし安全防災局防災部 危機管理防災課	045-210-3430	「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を一つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」であるため、同一世帯で暮らしているのであればどなたでも対象になります。 ※ 支援金の申請に、パートナーシップ証明等の添付は不要です。
4	生活保護の決定実施	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。		○	福祉子どもみらい局福祉部 生活援護課	045-210-4912	

No.	事業・サービス名称	概要	受理証明書等の提示		問合せ先		備考
			必要	不要	担当部署名	電話番号	
5	里親の認定登録	児童福祉法第6条の4に規定する里親について、児童福祉法施行規則第36条の42に基づき認定登録を行う。	○		福祉子どもみらい局 子ども家庭課	045-285-0808	
6	DV相談事業	配偶者からの暴力（DV）、交際相手からの暴力（デートDV）の悩みについて相談を受ける。		○	福祉子どもみらい局 共生推進本部室	045-210-3640	
7	女性保護事業	配偶者からの暴力の被害者等の安全を確保し、一時保護を行う。		○	福祉子どもみらい局 共生推進本部室	045-210-3640	
8	セーフティネット住宅の利用	性的マイノリティの方々を住宅確保要配慮者として位置づけており、性的マイノリティの方々を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を実施している。		○	県土整備局建築住宅部 住宅計画課	045-210-6557	
9	居住支援法人の指定	性的マイノリティの方々を含む住宅確保要配慮者の入居支援などを行う団体を居住支援法人として指定・推進するとともに、居住支援法人の活動を支援している。		○	県土整備局建築住宅部 住宅計画課	045-210-6557	
10	サービス付き高齢者向け住宅の利用	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅等を登録し、その情報を広く提供するもの。		○	県土整備局建築住宅部 住宅計画課	045-210-6557	

No.	事業・サービス名称	概要	受理証明書等の提示		問合せ先		備考
			必要	不要	担当部署名	電話番号	
11	神奈川県立病院機構における同性パートナーへの病状説明および治療に係る同意、ICUの入室や看取りの立合い	各医療機関で対応が異なりますので、備考欄をご覧ください。	※手続については、各病院へお問合せください。		足柄上病院	0465-83-0351	同性パートナーか否かを問わず、患者本人が代理人として指名したことが確認できる場合は、HCU への入室や看取りの立合いを含め、病状説明や治療への同意を認める対応としています。
					子ども医療センター	045-711-2351	患者の対象年齢が15 歳以下のため、原則、同意・説明は親権者に行っています。
					精神医療センター	045-822-0241	患者本人とパートナー両者の申告がある場合に、病状説明や治療への同意を認める対応としています。ただし、一部の診療のみの対応となります。
					がんセンター	045-520-2222	同性パートナーか否かを問わず、患者本人が代理人として指名したことが確認できる場合は、HCU への入室や看取りの立合いを含め、病状説明や治療への同意を認める対応としています。
					循環器呼吸器病センター	045-701-9581	同性パートナーか否かを問わず、患者本人が代理人として指名した書類（意思表示書など）がある場合は、ICU への入室や看取りの立合いを含め、病状説明を行うことや治療への同意を認めています。

※各事業・サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。詳細は、「問合せ先」にご連絡ください。

※一部の事業・サービス等においては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。